

「中小企業者等」の範囲

「中小企業者等」とは、以下の要件を満たす「中小企業者」及び「中小企業団体」をいう。

・「中小企業者」の要件

※「資本金又は出資金」又は「従業員数」のいずれか一方の要件を満たしていることが必要です。

	業種	資本金又は出資金	従業員数
1	製造業、建設業、運送業、その他業種（以下の2から5の業種を除く）	3億円以下	300人以下
2	小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
3	サービス業	5,000万円以下	100人以下
4	卸売業	1億円以下	100人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
6	上記の1から5に該当する中小企業者が、他の中小企業者と合併をし、又は他の中小企業者とともに資本の額若しくは出資の総額の全額の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であって、その合併若しくは設立した日から3年を経過しないもので、上記の1から5に該当しないもの		

・「中小企業団体」の要件

1	「中小企業団地の組織に関する法律」に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協同組合
2	「商店街振興組合法」に定める商店街振興組合、商店街振興組合連合会